

2018年2月8日

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正 殿

## 回 答 書

東京都新宿区西新宿七丁目7番29号

西新宿ビル7階

株式会社アシロ

代表取締役 中山 博登



東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

新宿センタービル31階

TH弁護士法人

電話 03-6911-0410

FAX 03-6911-0411

株式会社アシロ代理人

弁護士 上杉 達也



冠省

株式会社アシロ（以下「当社」といいます。）及び当社代理人である当職は、貴団体作成に係る2018年1月12日付け「質問書」（以下「本質問書」といいます。）に対し、本書をもって下記のとおり回答申し上げます。

本書に関してご不明点等がある場合には、当社代理人である当職宛までご連絡頂きますよう、お願い申し上げます。

草々

記

### 1. 本質問書における貴団体からのご指摘

本質問書によれば、当社が運営・管理する「厳選●●弁護士ナビ」と称する弁護士及び弁護士法人に係る広告を主たる目的とする複数のサイト（これらを個別に又は総称して、以下「本サイト」といいます。）において「厳選」というサイト名称を用いているところ、弁護士を掲載する基準や掲載方法如何によっては、本サイトの名称が「不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号。その後の改正も含み、以下「景品表示法」といいます。）」第5条第1項に定める、いわゆる「優良誤認表示の禁止」に抵触する可能性があるのではないかというご指摘を頂戴するとともに、本質問書の4. (1) 及び (2) の各質問を頂戴しております。



## 2. 当社からの回答

### (1) 質問（1）について

#### ① 質問（1）に対する回答

当社は、本サイトに掲載を希望する弁護士（以下「掲載弁護士」といいます。）を本サイトに掲載するか否かの具体的な選別基準について、当社営業担当者が掲載弁護士に対し、下記の各事項を確認の上で、全ての事項を満たす場合に、当社の社内承認手続きを経て、本サイトへの掲載を認めることとしております。

#### 記

##### ① 有効な弁護士資格を真に有していること

- 【調査対象】法人契約の場合は当該弁護士法人の代表弁護士、個人契約の場合は契約弁護士となります。
- 【調査方法】日本弁護士連合会のHPより弁護士登録番号をもとに弁護士資格を有するか否かを確認しております。

##### ② 反社会的勢力と関連性を有しないこと

- 【調査対象】法人契約の場合は当該弁護士法人及び代表弁護士、個人契約の場合は契約弁護士、所属事務所及び所属事務所の代表弁護士となります。
- 【調査方法】日経テレコンによる記事検索、インターネット検索、暴力団追放運動推進都民センターから提供されるデータベースをもとに反社会的勢力との関係性の有無を確認しております。

##### ③ 当社基準である以下の懲戒処分の履歴を有していないこと

- (a) 過去に除名処分の懲戒処分を受けたことがないこと
  - (b) 過去に退会命令の懲戒処分を受けたことがないこと
  - (c) 過去10年以内に、業務停止7ヶ月以上の懲戒処分を受けたことがないこと
  - (d) 過去10年以内に、戒告又は業務停止6ヶ月以内の懲戒処分を受けたもので当社が懲戒内容を悪質と判断したものでないこと
- 【調査対象】法人契約の場合は当該弁護士法人の代表弁護士、個人契約の場合は契約者弁護士及び所属事務所の代表弁護士となります。
  - 【調査方法】弁護士自治を考える会が運営する弁護士懲戒処分検索センターのHPより弁護士氏名をもとに過去の懲戒履歴の有無を確認しております。

##### ④ 掲載サイトの分野を積極的に取り扱っていること

- 【確認方法】法人契約の場合は当該弁護士法人、個人契約の場合は契約弁護士が掲載サイトの分野を積極的に扱っているか否かを確認しております。また、掲載サイトの弁護士向け利用規約の中で、「掲載を希望する分野に係る法律業務については相当程度の知識及び経験等を有すること」を表明保証頂いており、これに反する状態になった場合には掲載停止又は掲載内容の変更を当社に申し出るように義務付けております。

② 質問（1）の回答に基づく当社の見解

当社としては、上記（1）で述べた運用を行っていることに鑑み、本サイトの名称に「厳選」という文言を利用していたとしても、景品表示法第5条第1号が禁止する「優良誤認表示」には該当せず、同法に違反するものではないものと考えております。

以下、当社の見解を述べます。

ア 景品表示法第5条第1号の解釈について

ご指摘のとおり、景品表示法第5条第1号は、以下のとおり規定しております。

「商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」

すなわち、景品表示法第5条第1号が禁止する「優良誤認表示」は、「①実際のものよりも著しく優良であると示し」とすること、又は②「事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示」していることを意味し、その結果、「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」をいうものと規定されております。

ここで、景品表示法による不当表示の規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の適正な商品・役務の選択を確保することを目的として行われています。このため、「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かは、業界の慣行や表示を行う事業者の認識により判断するのではなく、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否か（誤認されるか否か）という観点から判断されます。この際、「優良」については、商品・役務の品質等について、科学的・客観的にみて、表示されたものよりも実際のものが上回っているか否かではなく、一般消費者にとって、実際のものと異なる当該表示によって、実際のものよりも「優良」であると認識され、誘引されるか否かによって判断されます。

また、広告・宣伝の要素を含む表示では、表示対象である商品・役務が消費者から選択されるように、ある程度の誇張がなされることもありますが、一般消費者もある程度の誇張があることを通常認識していることから、広告・宣伝に通常含まれる程度の誇張があっても、一般消費者の適切な選択を妨げるとはいえないものと解されております。しかし、この許容される限度を超えるほどに実際のもの等よりも優良であると表示すれば、一般消費者は、広告・宣伝に通常含まれる程度の誇張を割り引いて判断しても、商役務の内容が実際のもの等よりも優良であると誤って認識し（誤認し）、その商品・役務の選択に不当に影響を与えることとなります。

したがって、景品表示法における「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・役務の選択に影響を与える場合をいうものと解されております。すなわち、商品・役務の内容について「実際のものよりも著しく優良であると示す」又は「事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す」



表示とは、一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・役務の内容が、実際のものよりも著しく優良であると示す表示を意味し、かかる表示が行われれば、一般消費者は、商品・役務の内容について誤認することになります。

なお、「著しく優良であると示す」表示か否かの判断に当たっては、表示上の特定の文言、図表、写真等から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識が基準となります<sup>1</sup>。

#### イ 本件へのあてはめ

本サイトは、当社と契約を締結した掲載弁護士の情報を掲載する広告サイトであるところ、本サイトが取り扱う業務分野は「交通事故」「離婚」「刑事」「債権回収」「相続」「離婚」「債務整理」「労働問題」といった、弁護士が一般的に取り扱う業務分野といえます。この点、例えば、取扱業務分野が（特別法等が複雑に絡み合うような）極めて専門的な分野である場合には、当該弁護士が官公庁へ出向している事実の有無や、過去に大学等の教育機関で研究した事実の有無、法律雑誌等において論文や判例評釈等を出稿している事実の有無などが選別の対象となり得るという考えもあります。

しかし、本サイトが取り扱う業務分野は弁護士が一般的に取り扱う業務分野であることから、上記のような専門的な事実の有無を選別基準として設けること自体困難です。また、各弁護士は自らの取り扱った各事案について依頼者との関係で守秘義務を負っていることから特定の業務分野について如何なる案件に関与し如何なる能力を有し如何なる経験を蓄積してきたのかについて分析すること自体も困難です。さらに言えば、各弁護士の能力を客観的な物差しで図ること自体も困難であること（ある依頼者にとって信頼できる優秀な弁護士であったとしても他の依頼者からすれば必ずしもそうはならないこと）等からすれば、画一的な選別基準を設けること自体が困難であると思われます。

そこで、当社としては、掲載弁護士から掲載の依頼があった場合には、（上記（1）の①ないし③で挙げたいわゆるネガティブチェックのほか）当該弁護士が掲載サイトの分野を積極的に扱っているか否かを確認し、当該弁護士が積極的に扱っている旨の回答があつたものについて、掲載を行うこととしております。

次に、かかる選別基準が「厳選」という表現と合致するかが、景品表示法との関係で問題となります。具体的には、上記のア記載の解釈のとおり、「厳選」という表現を用いることが「実際のものよりも著しく優良」に該当するか、すなわち、「一般消費者に対して、社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・役務の内容が、実際のものよりも著しく優良であると示す表示」に該当するかが問題となります。

この点、本サイトにおける「厳選」という文言の利用方法は、あくまでも、サイトの表題・名称として冠しているだけであり、掲載弁護士を紹介する具体的な広告内容・紹介文において「●●を根拠に厳選した」などという説明・広告をしているわけではありません。また、「厳選」という点を、顧客誘引のための広告の重要な内容・要素に据えて

<sup>1</sup> 以上の解釈は、消費者庁が策定・公表している「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について（平成26年3月消費者庁）」において記載されているところ、消費者が体内に摂取し、生命・身体に影響を及ぼす商品に係る表示におけるガイドラインの解釈は、消費者保護の観点から、本件でも同様に参考になるものと考えられております。



いるわけでもありません。

例えば、「一定の専門性を要する法律（独占禁止法等の特別法）を特に取り扱っている弁護士の中から特に厳選した弁護士として以下のとおり掲載します」などという広告内容であれば、その選別基準こそに意味があり、広告を見た国民も「特別に選ばれたこと」「厳しい基準をクリアした弁護士であること」を依頼の根拠とする可能性がないわけではありません。しかし、本サイトにおいては、上記のとおり「サイトの名称」においてのみ「厳選」という文言を冠し、その他は掲載弁護士の情報を本サイトに羅列しているのみであることからすれば、当該サイトを見た国民は、「厳選」という本サイトの名称を見て文字どおり「本サイトに掲載されている弁護士は厳しい基準によって選別された弁護士しか掲載されていない」などという認識を持つ可能性は高くないものと思われます。

また、万が一、そのような認識を持つ可能性があったとしても、「厳選」という文言が社会一般に許容される誇張の程度を超えることとなり、本サイトの掲載弁護士が、（当社と同業他社の営む）他の弁護士広告サイトに掲載されている弁護士よりも著しく優良であるとして、消費者を誤認させる誤認する可能性は低いと思われます。

さらに言えば、例えば、経験及び能力を有しない専門家が客観性を担保されないにも拘らず専門分野などを記載するという場合には、真実専門性を有しない弁護士を選任してしまう可能性があるため、国民の利益を害するという事態が生じ、そのような広告の場合には本当に専門性を有するのかという客観性を担保する必要が生じると思いますが、本件サイトは、上記のとおり、弁護士が一般に取り扱う業務分野であり、その業務分野について自らが得意と考える弁護士を掲載したわけですから、そういった弁護士を「選別」したという意味で「厳選」という言葉を使ったとしても、そのこと自体が完全に「事実に反する」、「誤導又は誤認のおそれのある」、「誇大又は過度な期待を抱かせる」という性質のものではないと思います。特に、本サイトの掲載弁護士は月額10万円（首都圏単価）の広告費を支払うこととされているところ、敢えて決して安くない固定費を支払ってまで宣伝広告を行っていることになる為、本サイトに掲載されている弁護士は各分野について得意且つ積極的に受任したい分野と考えていることの裏付けとなり、この点においても「厳選」という表現を用いること自体は不合理ではないものと思料します。

よって、当社の運用する選別基準について「厳選」という文言を（掲載弁護士の個別具体的な広告において利用しない方法で）サイト名称に冠した程度であれば、景品表示法第5条第1号が禁止する優良誤認表示には該当しないものと思料します<sup>2</sup>。

#### ウ 小括

以上述べたとおり、当社としては、本サイトに掲載をする弁護士について具体的な選別基準を設けており、かかる基準による選別をもってサイト名称として「厳選」という文言を用いておりますので、選別の実態を有しております。

また、「厳選」という文言を用いたとしても、そのことから、一般消費者に対して社会

<sup>2</sup> なお、消費者庁表示対策課が平成28年2月に公表している「景品表示法における違反事例集」において、優良誤認表示で違反とされるケースの多くは、銘柄、原産地、価格、食材や効果・効能といった商品やサービスの品質そのものについて誤認させるものであり、本件のようなケースは該当しないものと思われます。



一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・役務の内容が、実際のものよりも著しく優良であると示す表示を意味すること（「実際のものよりも著しく優良であると示していること）にはならないものと考えております。

よって、本サイトの名称自体は、景品表示法の優良誤認表示には該当しないものと思料します。



## (2) 質問(2)について

上記(1)で述べた当社の基準を満たし、本サイトに掲載した掲載弁護士に関して、継続して基準を満たし続けているか否かについてですが、具体的には、掲載弁護士が当社の基準に抵触しているか否かを定期的にモニタリングする方法により確認しております。

具体的には、【①有効な弁護士資格を真に有していること】及び【③当社基準である以下の懲戒処分の履歴を有していないこと】については、(a) 日本弁護士連合会が発行する月刊誌「自由と正義」末尾に掲載される除名や懲戒事例の内容を確認すること、及び(b) (第三者が「自由と正義」の除名や懲戒事例の情報をインターネットに公開しているケースが多数ございますので) 当社にて独自にインターネットを調べるなどして、本サイトの掲載弁護士が当社の基準に抵触するような除名や懲戒事例を起こしていないかを定期的に確認すること、を主たる確認方法としております。

仮に掲載弁護士について、当社の基準に抵触するような懲戒事例が存在することを発見した場合には、当該懲戒事例に該当する弁護士の掲載を取りやめるか否かの検討を行い、最終的には掲載が好ましくないと判断した場合には、当該掲載弁護士に連絡の上で、掲載を停止することを決定しております。例えば、過去には、掲載弁護士が逮捕されたといった報道が出た場合には、当該報道直後に本サイトからの掲載を取りやめるなどの措置を講じた複数の例がございます。

また、【②反社会的勢力と関連性を有しないこと】に関しては、前回の調査時点から一年以内に再調査することを社内の運用ルールの中で定めております。

最後に、【④掲載サイトの分野を積極的に取り扱っていること】については、前述のとおり、掲載サイトの弁護士向け利用規約の中で、「掲載を希望する分野に係る法律業務については相当程度の知識及び経験等を有すること」を表明保証頂いており、これに反する状態になつた場合には掲載停止又は掲載内容の変更を当社に申し出るように義務付けを行っております。

## (3) 結語

当社としては、本サイトの現状について問題があるとは考えておりませんが、貴団体からのご指摘も真摯に受け止め、今後も、消費者の利益に資するようなサービスを提供すべく、日々、社業の発展に邁進して参る所存ですので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

以上